別記様式第８号（第８条関係）

第　　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

法人文書開示決定通知書

（開示請求者）　　　　様

静岡大学長　　　　　　　　　印

（元号）　年 　月 　日付けで請求のありました法人文書の開示について，独立行政法人等の

保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第９条第１項の規定に基づき，下記

のとおり，開示することとしましたので通知します。

記

１　開示する法人文書の名称

２　不開示とした部分とその理由

　　　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この

決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人静岡大学長に対

して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して

３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求

をすることができなくなります。）。

　　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第

139号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人静

岡大学を被告として，静岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合に

は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　開示の実施の方法等

（1）　開示の実施の方法等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額  （算定基準） | 法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額 |
|  |  |  |  |

(2)　事務所における開示を実施することができる日時，場所

(3)　写しの送付等を希望する場合の準備日数，郵便料（見込み額）

担当課等